

デイサービスセンターしらかみ
指定通所介護事業所運営規程
介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条

この規程は、株式会社しらかみ長寿の里が開設する指定通所介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業所「デイサービスセンターしらかみ」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業所(以下「事業」という。)の適正な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護サービスを提供することにより福祉の増進と豊かで住みやすい地域社会づくりの推進を目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の職員は、地域住民が要介護、要支援状態になった場合であっても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを支援する。また、支援状態の方については、要介護状態とならないための支援を行う。
- 2 事業所において提供する事業は、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及内容に沿ったものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者である要介護、要支援者等の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 4 地域福祉の向上のため、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第2章 事業所の名称等、職員の職種、員数及び職務内容

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターしらかみ
- (2) 所在地 秋田県能代市字悪戸115-9

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務1名)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに責務を遵守させるため必要な指揮命令を行い、自らも通所介護の提供にあたる。
- (2) 生活相談員 2名(常勤兼務2名)
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、居宅介護支援事業所等関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 1名以上(常勤兼務または、非常勤兼務1名以上:機能訓練指導員兼務)
看護職員は、利用者の日々の健康状態を把握し、利用者の健康維持及び生活機能の維持

改善に必要な養護改善に必要な看護・介護業務を行う。

- (4) 介護職員 4名以上(常勤専従、兼務、非常勤 含む)

介護職員は、利用者の生活機能の維持改善に必要な養護及び介護サービスの提供、利用者の送迎を行う。

- (5) 事務職員

事務職員は介護職員が兼務する。

第3章 営業日及び営業時間

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(2) 営業時間 サービス提供時間は9時20分から16時20分とする。
(3) 休業日 日曜日及び12月31日から1月3日までとする。

第4章 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の定員及び事業の実施地域

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は能代市・三種町・八峰町とする。

第5章 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容

(指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第8条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとする。

1 指定通所介護の内容

- (1) 身体介護 入浴サービス、食事サービス、排泄介助、健康管理援助、送迎、生活機能の維持改善のための援助等
(2) 機能訓練サービス 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための個別訓練。
(3) アクティビティ活動 教養娯楽、行事、レクリエーション等
(4) 利用者及び家族等に対する相談援助及び介護方法の指導

2 介護予防・日常生活支援総合事業の内容

- (1) 身体介護 入浴サービス、食事サービス、排泄介助、健康管理援助、送迎、生活機能の維持改善のための援助等
(2) アクティビティ実施活動 利用者の心身等の状況、希望等を踏まえて作成された計画に基づき、集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練
(3) 利用者及び家族等に対する相談援助及び介護方法の指導

(サービス提供の留意事項)

第9条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の留意点は次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、次条に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で

必要な援助を行う。

- (2) 通所介護従事者は、指定通所介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画の作成)

- 第10条 生活相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を個別に作成する。
- また、すでに居宅サービス介護計画と介護予防サービス支援計画書が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2 生活相談員は、上記の通所介護計画を作成、変更した際は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。
 - 3 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録し、継続的なサービスの管理、評価を行う。

第6章 利用料金等

- 第11条 指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスが法定代理受領サービスである場合は、その利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 前項に定める利用料金の他に下記の各号に挙げる費用は利用者の負担とする。
 - ①昼食代 1食あたり 480円（おやつ代含む）。
 - ②おむつ代
 - 3 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用は、利用者の負担とする。
 - ①通常の地域を越えておおむね10Km未満 片道につき 500円
 - ②通常の地域を越えておおむね10Km以上 片道につき 1,000円
 - 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、記名押印を受けることとする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
 - (2) 火気の取り扱いに注意すること。
 - (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対する事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族・当該利用者に係る居宅支援事業所・地域包括センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(ア) 非常災害対策

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(利用者の同意)

第16条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項説明書を交付して説明を行い利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 事業所は、事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡を行う。

(居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携)

第18条 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供の開始に当たっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターその他保健医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連帯に務め、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議を通じ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めるものとする。

(守秘義務等)

第19条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の情報を漏らしてはならない。

2 従業者であったものは、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との契約の内容とする。

(掲示)

第20条 事業所は、当該事業の運営規程の概要、職員体制等の重要事項を見やすい場所に掲

示するものとする。

(研修の実施)

第21条 職員の資質、介護技術の向上のために、研修を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(苦情処理)

第22条 従業者は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な処置を講ずる。

(身体拘束)

第23条 利用者の身体拘束は原則的に禁止とするが、本人及び他利用者の生命及び身体が著しく危険にさらされる恐れがあると判断された場合は家族の同意を得てマニュアルに沿って行う。

(ハラスメント対策)

第24条 事業所は、適切な事業を提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他)

第26条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社しらかみ長寿の里と事業者の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年11月15日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 4日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 1月 15日から施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 9月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規定は、令和01年10月 1日から施行する。
この規定は、令和02年 6月 1日から施行する。
この規定は、令和03年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和03年 8月 1日から施行する。
この規定は、令和05年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和06年 4月 1日から施行する。